

会 議 録

会議の名称	豊中市総合計画審議会 第3回会議		
開催日時	平成28年(2016年)11月22日(火) 18時00分～20時00分		
開催場所	第二庁舎3階 大会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	政策企画部 企画調整課	傍聴者数	5人
公開しなかった理由			
出席者	委員	赤尾委員、加藤委員、國定委員、宗前委員、大澤委員、廣瀨(淳)委員、廣瀨(史)委員	
	事務局	足立部長、福山次長兼課長、糸井主幹、榎本主幹、佐野副主幹、上野	
	その他		
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前回のふりかえりについて(報告) 2. 基本構想(素案)の答申案について(審議) 3. その他 		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

平成 28 年度 豊中市総合計画審議会 第 3 回会議 議事要旨

日 時	平成 28 年（2016 年）11 月 22 日（火） 18 時 00 分～20 時 00 分
場 所	豊中市役所第二庁舎 3 階大会議室
出席者	赤尾委員、加藤委員、國貞委員、宗前委員、大澤委員、廣瀬（淳）委員、廣瀬（史）委員 計 7 名
欠席者	赤井委員、斉藤委員
事務局	豊中市企画調整課：足立、福山、糸井、榎本、佐野、上野
傍聴者	5 名
案 件	1. 前回のふりかえりについて（報告） 2. 基本構想（素案）の答申案について（審議） 3. その他
資 料	【資料 1】平成 28 年度豊中市総合計画審議会 第 2 回会議議事要旨 【資料 2】第 4 次豊中市総合計画基本構想（素案）答申案 【資料 3】第 4 次豊中市総合計画基本構想（素案）新旧対照表 【参考 1】第 3 回総合計画等調査特別委員会の主な意見について
会 議 録	下記のとおり

●開会

●成立要件の確認

事務局

「豊中市総合計画審議会規則」では成立要件として委員の過半数の出席を必要をしております。本日は委員総数 9 名中、7 名の委員にご出席いただいておりますので、成立要件を満たしております。

●案件と資料について

事務局

（案件と資料について説明）

●「1. 前回のふりかえりについて（報告）」

事務局

（資料 1 に基づき説明）

会長

質問等がございますでしょうか。

質問等がないようですので、次の案件に入っていきたいと思います。

●「2. 基本構想（素案）の答申案について」

会長

それでは、「2. 基本構想（素案）の答申案について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

（資料 2、資料 3、参考 1 に基づき説明）

会長

ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

委員

【参考 1】の内容について、確認します。

「まちの将来像について」の1つ目の意見に「『まちの将来像』は、市民に分かりやすい表現にする必要がある」とありますが、個人的にはシンプルでわかりやすい表現になっているとは思いますが。このご意見を出された議員の方はどのようなニュアンスで発言されていたのでしょうか。

次に同じく「まちの将来像について」の3つ目の意見に「今後、社会保障が増大していく中で、財政状況は厳しくなることを市民と共有し、財源がなくても創意工夫し取組みを進めていくなど記載してはどうか」とあります。同様の趣旨のことは前回の審議会で議論しましたし、【資料3】のp.3「市民・事業者・行政が本市の課題を共有するとともに、自治の基本原則のもと、それぞれの役割を意識しながら、その課題解決に向け、協働して取り組みます」とありますように、修正していただいているように思います。このご意見を出された議員の方は、「もっと強く打ち出していくべきだ」と発言されていたのでしょうか。

最後に「施策大綱について」の2つ目の意見に「修正案では、『就労・結婚』の表記がなくなっているが、重要な表記である」とあり、「重要なのでこの『就労・結婚』の表記は残したいほうが良い」といった趣旨だと思います。この部分については先ほど事務局から、就労や結婚といったパーソナルな部分については行政としては踏み込まないといったような意図で削除したという説明があり、私も事務局の意図に納得しているのですが、議員の方はどういう意図で発言されていたのでしょうか。

以上、3点について教えてください。

事務局

まず1点目ですが、「まちの将来像」は総合計画全体を通して、市民の理解を得る重要なポイントであり、「みらい創造都市」だけでは何をどうしていくのかという部分が分かりにくいのではないかと意図でご意見をいただいたと思います。事務局としましては、新たに「まちの将来像の解説」を設けることで分かりやすくする工夫をしていますが、議員の方からは市民にとって分かりやすくするよう心がけて欲しいと念押しされました。

続いて2点目ですが、厳しくなる財政状況を市民と共有していくべきだということにつきましては、審議会でもご意見をいただき、事務局としましてはそれを踏まえた修正をさせていただいておりますが、この件につきましては総合計画等調査特別委員会でもデータとして出せるところはもう少し強く打ち出してはどうかと多くのご意見をいただきました。

最後に「就労・結婚」に関してですが、削除した意図は理解していただいた上で、「結婚」はともかく「就労」は特に重要なので残しておくべきではないかとのご意見をいただきました。事務局としましては、p.26「安全に安心して暮らせるまちづくり」の部分に、「経済的支援」や「社会的支援」についての表現を加筆しようかと考えております。

会長

「就労・結婚」の部分につきましては、当審議会としては修正案を了承するという事で問題ないでしょうか。

委員

(異議なし)

会長

ほかにご意見、ご質問等がございますでしょうか。

委員

【資料3】p.4「活力ある快適なまちづくり」についてですが、現行では「住民主体のまちのルールづくり」という言葉が「道路、橋梁、上下水道など暮らしの基盤となる施設の充実や」というハードの文脈と結び付けられていますが、修正案では「低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築や」というサステナブルの文脈に結び付けられています。このように修正した意図を教えてください。またここでの「住民主体のまちのルールづくり」とはどのようなことを指しているのでしょうか。

事務局

【資料3】p.4「活力ある快適なまちづくり」についてですが、事務局の修正案では第一段落で「快適なまちづくり」について、第二段落で「活力あるまちづくり」について記載するという構成で整理をさせていただいております。その際、現行の「住民主体のまちのルールづくりによる良好な住環境

の保全・継承など、安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます」という部分は、「快適なまちづくり」に深く関連するとの考えから、修正案のようなかたちにまとめさせていただきました。
「住民主体のまちのルールづくり」につきましては、地区ごとに住民がまちづくりのルールを定める「地区計画」を念頭に置いています。

委員

すでに「地区計画」として「住民主体のまちのルールづくり」が進められているということで、了解しました。

会長

「住民主体のまちのルールづくり」の実績があるということですか。

事務局

「住民主体のまちのルールづくり」を今後さらに進めていかなければならないとの思いがあります。

会長

ほかにご意見、ご質問は、ございますでしょうか。

修正案では現行よりも良くなったという理解でいいでしょうか。それに加えて、もっとこうしたらどうかといったようなご意見がございましたら、ご発言をいただければと思います。

少し余談になるかもしれませんが、私からも1つ言わせていただければと思います。

【資料3】p.3「まちの将来像の実現に向けた基本的な考え方」の修正案には「市民・事業者・行政が本市の課題を共有するとともに」という文章が「協働して取り組みます」という言葉で結ばれています。「協働」という言葉は英語ではコラボレーション (collaboration) と、コーオペレーション (cooperation) と2つの言葉がありますが、コラボレーション (collaboration) とコーオペレーション (cooperation) では含まれる意味が異なります。コラボレーション (collaboration) は単純に共同で作業を行うという意味ですが、コーオペレーション (cooperation) は、一緒に作品を作っていくというような創造的な意味合いが含意されています。創造都市をめざすにはコラボレーション (collaboration) ではなく、コーオペレーション (cooperation) の意味での「協働」が重要だと思います。行政が都合よく市民・事業者等を使うという意味での「協働」(コラボレーション)ではなく、行政と市民・事業者等が創造的に「協働」(コーオペレーション)することで、コミュニティや社会を一緒に作り上げていくことが求められているのだと思います。

事務局としてもコーオペレーション (cooperation) の意味で「協働」という言葉を使ってくれていると思いますので、念押しの意味も込めて、発言をさせていただきました。

他にご意見等があればいただきたいと思います。

事務局

「協働」につきまして、豊中市は平成19年度に「豊中市自治基本条例」を定めており、素案 p.25に「自治の基本原則」を掲載しておりますとおり、「市民、事業者及び市は、互いを理解し、尊重し、対等な立場で連携して課題に取り組むこと」を「協働」としております。今回の総合計画においても、「協働」という言葉はそのような意味合いで使っております。

委員

事務局から「市民、事業者及び市は、互いを理解し、尊重し、対等な立場で連携して課題に取り組むこと」を「協働」とするというご説明がありましたが、何をするかというよりも、参画している市民、事業者、行政が対等であるということに力点がおかれ、パートナーシップという意味合いを含んだ使い方がなされているように感じます。

会長

創造都市を目指すということなので、もう少しクリエイティブな協働を頑張ってもらいたいと思います。他にいかがでしょうか。

委員

【参考1】では「まちの将来像について」と「施策大綱について」で「高齢者」に関する記述をもう少し充実させてはどうかとの意見があがっていますので、例えば、【資料3】p.4「安全に安心して暮らせるまちづくり」の中に盛り込んではどうかと思えます。市民意識調査で「高齢者支援」を充実させてほしいという声が多いのに、その声が計画に反映されていないということになれば、市民の声が届かないというふうに思われても仕方ないように思えますので、高齢者に関する記述をもう少し追加しても良いのではないかと思います。

事務局

ご指摘のとおり、総合計画は市民すべてを対象としていますが、重点的に取り組んでいくところを明確にしたいという思いと、まちの将来像に「みらい」という言葉を掲げるにあたり、これまで本市として力を入れてきた「子ども」という部分にスポットを当てていきたいという思いが伝わるような表現にしています。高齢者施策につきましては、「安全に安心して暮らせるまちづくり」だけでなく、「いきいきと心豊かにらせるまちづくり」にも位置づけております。

会長

高齢者施策については基本計画の方でより明確に記述されることになろうかと思えますが、基本構想の中では、高齢者よりは「みらい」の世代の「子ども・若者」に焦点をあてた書きぶりになっているということですね。

事務局

今回、施策体系の一番目に「子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり」を挙げており、「子ども・若者」にスポットをあてた構成になっていますが、全編を通しては、全年齢型と言いますか、全ての世代を対象にしたものとなっております。少子高齢化が進展していく中、介護、医療、福祉を地域で連携しながらやっていこうという時代背景を捉まえた上で、高齢者施策につきましては「安全に安心して暮らせるまちづくり」や「いきいきと心豊かにらせるまちづくり」の中で扱っております。

会長

「安全に安心して暮らせるまちづくり」や「いきいきと心豊かにらせるまちづくり」の説明には具体的に「高齢者」という言葉は使っていませんが、高齢者も対象としたつくりになっているということですね。

事務局

はい。

会長

【資料2】p.3の「施策大綱について」にあるように、当審議会としては「『選択と集中』による戦略的・戦術的な取り組みで、多くの人に豊中を選んでもらう必要がある」という意見を出させていただきました。先ほどのご説明では全年齢型ということですので、「選択と集中」がなされていないとも取れるようにも思うのですが、事務局の判断として修正案のようなかたちになったということですね。

委員

事務局のご説明で私としましては納得できました。自治体が作っている公共政策である以上、戦略性があるのは当然なんですけれども、根底には普遍主義と言いますか、特定の領域の人たちを切り落としたりするということとはあってはならないことだと思います。先ほど事務局がおっしゃった全年齢型というのはユニバーサリズムということであり、もちろんその中には高齢者も含まれるわけです。施策体系の一つ目に「子ども・若者」を挙げていますが、これが「選択と集中」であり、「戦略的・戦術的」な結果だというふうに捉えており、メッセージ性の強い構成になっていると感じております。

先ほどの委員のご指摘を踏まえてさらに修正するのであれば、例えば、「安全に安心して暮らせるまちづくり」の説明の冒頭に「年齢を問わず」という言葉を加えて、「高齢者のことも含んでいます」というニュアンスを強めるなどをしてはいかがでしょうか。

高齢社会なので、費用的にも量的にも高齢者を対象とする施策が厚くなるのは当然と言えば当然なのですが、「高齢者」という部分を強く打ち出すことで、高齢者施策をさらに手厚くするというふうに受け止められても本意ではないと思いますので、やはり修正を加えるのであれば「年齢を問わず」など、高齢者を含んだ表現にすることが良いように思います。

委員

【資料3】p.1の現行では「いかなる社会環境の変化」から始まるパラグラフで「子どもから高齢者まで、すべての人たちが生きがいをもって暮らせる」という言葉が入っていますが、修正案ではその部分が削除されています。そのため、p.4の「安全に安心して暮らせるまちづくり」の修正案における「個々のもつ力を活かし、活躍できる」という部分が「子ども・若者」を想起させ、全年齢を対象としているというようには読みにくいように思います。よって、p.1の「まちの将来像の解説」の現行にあった「子どもから高齢者まで、すべての人たちが生きがいをもって暮らせる」に該当する表現を追加することで、p.4の「個々のもつ力を活かし、活躍できる」という部分が全年齢を対象にしているということがより分かりやすくなるのではないかと感じました。

会長

事務局でその辺りを少し整理していただければと思います。

事務局

【資料3】p.4の「安全に安心して暮らせるまちづくり」のところで、「安定した暮らしを営めるよう」の前の部分に「年齢を問わず」などの表現を盛り込んでいくよう検討したいと思います。p.1の「まちの将来像の解説」につきましては、修正案のままでいこうと思います。

委員

大阪市の総合計画などを見ていて思ったのですが、財政状況を意識しなくてはならない状況の中、豊中市においてはNPOが総合計画にどのように関わっていくのか。もう一点は、社会関係資本、ソーシャル・キャピタルはどのようなかたちで考えられているのか。コミュニティや絆、人と人とのつながりなど、社会関係資本に関わる文言はどこにどのような表現で記述されているのか。その辺りについて教えていただければと思います。

事務局

NPOにつきましては、素案の「社会環境の変化」のところでNPOの数などには触れております。また、NPOの関わりという部分につきましては、NPOとの協働ということも考えておりますし、基本計画の中ではNPOとの協働について具体的な施策立てをしていきたいと考えております。

コミュニティにつきましても、【資料3】p.5の「施策推進に向けた取組み」の中で、「地域コミュニティの活性化に向けた取組みを推進します」と記載しておりますし、基本計画の中でも具体的な施策を立てていきたいと考えております。

会長

先ほどの委員のご質問は、【資料3】p.5の「施策推進に向けた取組み」の「市民・事業者・行政」の「事業者」にNPOは含まれるのかどうかということだったかと思います。事務局のお考えはいかがでしょうか。NPOの活動を非営利事業と言うこともできるかと思いますが、その辺りについて、お考えをお聞かせいただければと思います。

委員

豊中市としてNPOを育成していく手立てや仕組みがあるのかどうか、お聞かせ下さい。

事務局

公共を担っていく、地域課題を解決していく、そのような役割を持つNPOの存在は重要だと認識しております。育成という意味では、豊中市ではNPOを対象とする助成金制度を用意しております。助成金制度と言いましても、全額助成をしているわけではなく、継続して活動をしていただきたいという思いから、1/4や1/2などの助成にとどめ、各団体に自主財源の確保に努めていただくようにしております。

運営力のある NPO に対しては、行政から特定のテーマを提示させていただき、NPO からテーマに沿ったご提案をいただき、行政と協働で事業を進めるという制度もあります。

またそれだけでなく、NPO から自由に行政にご提案をいただく「協働事業市民提案制度」もあります。これは行政が見えていない地域課題に対し事業提案をいただき、NPO と各部局が連携・協働しながら事業を進めるという制度です。本市としましては、このようなかたちで NPO 支援を行っているところであり、今後も引き続き実施が必要ではないかと考えております。

委員

子ども・若者、文化、生活、どれも重要ですが、その基本には企業があり、働く場があるのだと思います。豊中市はこれまでも企業誘致や空港を活かしたまちづくりなどを進めておられますが、まだまだ産業振興に関する施策は不十分であると感じています。

私自身、南部で事業を行っていますが、過去には時代背景として、公害問題などもあり、事業活動が社会的にマイナスイメージにとられることもありましたが、今はそういう時代ではない。最近、行政も企業と協働事業などを行うようになりましたが、もっと積極的に企業と連携していく必要があると思います。

なぜなら、今後は、国からの交付金がいくらでもある時代ではないので、豊中市として自立していけるようにしていかなければいけないのではないのでしょうか。そのためには自分たちで稼ぐ、産業を育成するというのもっと注力すべきように思います。豊中市には世界に1つ、日本に1つといったような特徴のある企業が多く立地しておりますし、そういう企業が根付き、生まれる土台があります。そうした部分も豊中市の特徴ですので、総合計画の中でも産業に関わる部分を厚くするようお願いいたします。

事務局

産業につきましては、【資料3】p.4「活力ある快適なまちづくり」の中で「地域社会を支える産業のさらなる振興など、活力あるまちづくりを進めます」と盛り込んでおり、基本計画の中でもきちんと示していきたいと考えています。

会長

「など」でまとめるだけでは不十分だという意図があったように思います。

委員

豊中市は世界に誇れる企業を持っていますので、産業を項目としてしっかりと掲げていただきたいと思います。“住環境、教育、そして産業。この3つがうまく噛み合うことで住みやすいまちになる。”そういう書き方にはできないのでしょうか。

会長

【資料3】p.4「活力ある快適なまちづくり」の現行では「地域社会を支える産業のさらなる振興により、まちの活性化をめざします」となっていましたが、修正案では簡条書きを文章にまとめたため、表現がぼやけてしまったように思いますので、表現をもう少し強調するよう工夫していただければと思います。法人税の収入や雇用の場所について豊中市が軽んじているということはないと思いますけども、創造都市としては、働く場としての求心力があり、人とお金の好循環が期待されていますので、まちの将来像との関わりからも表現を検討していただければと思います。

委員

豊中市は空港に近く交通利便性が高く、大学もあるので優秀な人材を集めやすいということもあり、ハイテク産業は立地したがついています。産業に力を入れることが将来的にクリエイティブなまちづくりにつながるように思います。

会長

豊中市は住宅都市を標榜していた時代が長すぎたのかもしれませんが。そのため、住宅をメインに考えてしまい、企業への対応が冷たくなっていたのでしょうか。しかし、人口減少と少子高齢化で、もはや住宅都市として住民税だけで市政を運営していくことは難しいわけですし、今後はこれまで以上に産業分野への期待も高まっているように思います。今のご指摘を受けて、事務局にはもう少し表現を検討していただければと思います。

委員

高齢者の話に戻りますが、高齢者は支援の対象というふうを考えられがちですが、国の白書などでも書かれているように、活力ある高齢者がたくさんおり、近年そういった方たちへの期待が高まっています。実際、豊中市には多くの地域活動団体がありますが、高齢者がその担い手として活躍されており、「安全に安心して暮らせるまちづくり」でも「個々のもつ力を活かし」という表現が使われていますが、「子ども・若者」に重点を置いた「みらい創造都市」に向けたまちづくりでも、高齢者が主体的にまちづくりに取り組んでいってもらえるような表現にした方が良いように思います。

事務局

【資料3】p.4の「いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり」の中で、高齢者の方が培ってこられた知識やスキルを活かして、生涯に渡って活躍していただけるような環境づくりを進めていくことを示しております。また基本計画の中では、具体的に施策としてそうした内容を盛り込んでいこうと考えております。

会長

【資料2】p.3の「施策大綱について（第5章関連）」に先ほど委員の皆さんからご意見をいただいた、「高齢者施策」と「産業施策」を盛り込んではいかがでしょうか。「産業施策」については2つ目のところに追加することも可能なように思いますが、もう一項目追加することも含めて、ご検討いただければと思います。

委員

地域づくりに関して、小学校区を1つの地域として捉えることがよくありますが、豊中市の場合、各小学校区に公民分館が設置されており、それが非常に良い働きをしているように思います。公民分館などについては、基本構想の中ではどこに位置づけられているのでしょうか。

事務局

公民分館の位置づけとしましては、【資料3】p.4の「いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり」の「心身の健康づくりや生涯を通して学べる環境づくり」という部分で、生涯学習の一部として位置づけていこうと考えております。また生涯学習につきましては、活動する側、参加する側、両方の立場で関われる環境を整えていこうと考えております。

会長

生涯学習についても、基本計画の「いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり」の部分で具体的に施策を示していくのですね。

委員

おそらく20年くらい前から、小学校区をコミュニティの柱にしていくという考え方が地方行政の中で一般化してきたように思います。興味深いので詳しく教えていただきたいのですが、豊中市における公民分館の取組みというのは単なる社会教育や生涯学習の範囲を超えた取組みなのでしょうか。

委員

私は豊中市の公民館運営審議会の会長も務めていたのですが、各小学校区の公民分館は毎年9、10月に体育祭などを開催しておられます。その頃になると毎週土日、どこかの公民分館で体育祭が催されておりまして、その状況を見ると、本当に「ここに地域がある」と感じますし、豊中市のコミュニティがいきいきしているというのがよく分かります。豊中市の公民分館を中心とする地域の活動はすごいと思いますし、今後のまちづくりにぜひ活かしてもらいたいと思います。

委員

そういうことであれば、「施策推進に向けた取組み」の中でも表出ししていても良いかもしれません。修正案では「多様な主体の力を活用して施策を推進します」となっており、これだけでも問題はないとは思いますが、主体の例示として、NPOや地域コミュニティという言葉を出しても良いように思います。基本構想は方向性を示すものだと思いますので、具体的に書きにくいということもあるとは思いますが、表出しすることで覚悟のようなものが伝われば良いかなと思います。

委員

公民館を中心とした地域コミュニティは地縁的なコミュニティと言えると思います。一方、NPOというのは地域を超えたメンバーで構成されているコミュニティです。地域コミュニティのようなローカルコミュニティと、NPOのようなテーマ型コミュニティが縦糸と横糸のように折り重なりながら活動が展開されるとうまくいくのかなと思います。

会長

理想はそうだと思いますが、なかなか上手くいかないのが実態ではないかと思います。各地で自治基本条例や地域活動推進条例等が作られています。地縁型の自治会とテーマ型のNPOは往々にしてゆるやかな連携しか組むことができません。行政が双方の連携を保证するような制度づくりをやろうとしても、両者の意見が相容れず、結果、まとまらずに徒労に終わるということが、これまでに蓄積された多くの事例から結論づけられるように思います。神戸市では「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」が10年くらい前に作られ、自治会とNPOの連携に向けた取組みを行われていますが、なかなかうまくいっていません。北九州市では自治会やまちづくり協議会などの地域団体に一括して補助金を出す「地域包括補助金」という制度がありますが、北九州型の仕組みはなかなかうまく広まっていないように思います。豊中市ではいかがでしょうか。

事務局

豊中市でも地域自治組織の制度があります。地域にあるいろいろな団体が互いに手を取りながら、地域課題を協働しながら解決していくことを目指す制度です。防災や介護など、これから行政の手の届かない地域課題に対しては、それぞれの地域の力をお借りしなければいけないことが多くなってくると考えており、地域との関わりをどうしていくかについては検討が必要だと思っております。具体的な施策につきましては、基本計画の中に盛り込んでいこうと思っております。

会長

これまでの各委員からのご指摘は、基本計画の中に反映されるということですね。

委員

これまでの計画よりも、地域団体の活動に期待をするといったような書き方になると考えていいのでしょうか。

事務局

はい。

委員

企業を活用するという視点も検討していただきたいと思います。消防に関しては、豊中市初の制度として「消防防災協力事業所登録制度」があります。これは事故等で一刻を争う場合に、公の消防が到着する前に近隣の事業所等が初期対応にあたるというもので、大阪市が視察に来たこともあるなど、先進的な取組みだと言えます。地域課題を解決するという場合においても、企業を疎かにせず、企業を巻き込んでいくことも考えていくべきだと思います。

委員

豊中市の事業者のフィランソロピーはどういったものなのでしょうか。事業者との関わりはどのようにお考えなのか、教えていただければと思います。

事務局

基本構想の中であれば、【資料3】p.5「施策推進に向けた取組み」の中で、「市民・事業者・行政がそれぞれの役割を意識し」というところで位置づけていきたいと考えている。

委員

企業を経営していく上で、先を読んで行動していくことが重要で、過去のことはほとんど役に立ちません。常に時間が流れているわけですから、今の現実を見つめ、今後はどうなるのかと先を読んでいくこと、これにつきるわけです。そうした中で、民だ、官だ、という議論をしている暇はありません。

ん。民がつぶれても、官がつぶれてもダメです。先ほど協働という話がありましたが、産官学が手を取りながら、良いところを活かしていかないと先はないのです。企業は自分のところの儲けだけを考えているわけではなく、社会的責任を果たすことが求められ、それが必要とされる時代です。総合計画の中にも、もう少し企業の力を活用する視点を盛り込んでいっても良いように思います。

会長

事業者という言葉はどう扱うかの問題があるように思います。つまり、事業者は事業実施主体の総称ですが、企業は基本的には営利を目的に活動を行う主体であり、両者は全く違うと言ってもいいくらい、明確な違いがあるわけです。そのあたりの違いをどう表現していくか、そこは検討が必要かもしれません。

先ほど委員からソーシャル・キャピタルの話がありましたが、【資料3】p.5「施策推進に向けた取組み」に「人と人、人と地域が支え合いながら安心して暮らせるよう、地域コミュニティの活性化に向けた取組みを推進します」とあり、一応、この文章の中にソーシャル・キャピタルの概念は読み取れるように思います。ソーシャル・キャピタルを活用するというように修正を加えるかどうかという検討は必要かなと思います。

委員

ソーシャル・キャピタルには種類があって、同質な人間同士が集まる結束型、ボンディング型と、多様な人間を結びつける橋渡し型、ブリッジング型があります。ソーシャル・キャピタルを捉える際には、そうした種類があるということを念頭に置いておくとも良いかもしれません。また、ソーシャル・キャピタルでもボンディング型だけを意識してしまうとそれは内向きな閉鎖的なものになってしまうので、開かれたまちになっていくためにはブリッジング型をもう少し重視した方が良いように思います。

会長

「人と人、人と地域が支え合いながら安心して暮らせるよう、地域コミュニティの活性化に向けた取組みを推進します」の部分に「多様な」であるとか「開かれた」といったような文言を追加するなど、ソーシャル・キャピタルという概念にふくらみをもたせた表現にしていただければと思います。

【資料2】p.3「施策大綱について（第5章）」には追加しなくてもいいでしょうか。

委員

会長はどう考えられますか。

会長

私が気になっているのは前回の審議会でも議論のありました、多様性、ダイバーシティについてです。地域の多様性について、また地域における人の多様性について、2つの意味があると思いますが、多様さについての言及があまりなされていないように思いますので、どこかに入らないかなと思っております。創造都市は多様でないと成り立ちません。創造都市のキーワードの1つに **Tolerance**、つまり寛容性があります。寛容性というのは、違うものを受け入れるということであり、平たく言えば、多様性が担保されているということです。そういう意味合いの表現はどこかに入っているでしょうか。

事務局

【資料3】p.4「いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり」の中で、多様性のニュアンスを含んだ表現を使っております。また p.5「施策推進に向けた取組み」の中では「多様な主体の力を活用して施策を推進します」と書いております。

会長

他にご意見があればお願いします。

事務局

先ほど、委員のご指摘の中で、事業者との協働のお話がありましたが、素案の p.25 に「市民・事業者・行政の役割」ということで、主体ごとにどのようなことに取り組んでいくのか、その役割について書かせていただいております。その中で、地域課題に取り組むことやネットワークの構築、コミュ

ニティの強化などについてもふれさせていただいております。この先の踏み込んだ部分につきましては、基本計画の中で示していきたいと考えております。

会長

企業は事業者の中に分類されているわけですね。

委員

昔は行政と事業者の癒着などが問題となり、行政の立場としてはなかなか事業者と連携しにくい部分があったと思います。しかし時代は変わりました。行政も事業者もお互いが良いところを引き出すことで、相乗効果を生み、まち全体として伸びていくことが重要だと思います。企業のアイディアマンは、行政に対して提案もしています。もう少し、企業がまちのために頑張ろうと思えるような、企業の力を引き出せるような書き方にしてください。

会長

PPPはパブリック・プライベート・パートナーシップですが、プライベートは私的個人、いわゆる市民や住民と思われる方もいらっしゃると思いますが、ここでのプライベートとは企業のことを指しています。それを念頭においたご指摘だったように思います。自治基本条例は「市民・事業者・行政」でしたが、総合計画の中で「企業」という言葉を入れるかどうか。このことについて事務局はいかがが考えでしょうか。

事務局

自治基本条例では「市民・事業者・行政」ですが、基本構想においては、将来像のところにあって「大学」という言葉を入れさせていただいております。企業やNPOなど、色んなセクターがあるというご意見を今回頂戴しましたので、どういう表現をしていくかについては一度、事務局に預らせていただき、検討させていただければと思います。多様性につきましては、個人的には将来像のところに書き込むのが良いように思いますが、こちらにつきましても表現について検討させていただければと思います。答申にもそうしたご意見があったということをつけ加えさせていただきます。

会長

そういうことでよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

会長

時間も来ましたし、いろいろご意見をいただきましたので、このあたりで本日の審議を終了させていただきます。

それでは、これまでの皆さんのご意見をもとに再度、事務局で答申案を作ってください、最終案を委員の皆さんにメールで送付・確認していただき、その最終案についてのご意見を受けて、必要であればさらなる修正をして、答申をしていくことにしたいと思います。

よろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

会長

ありがとうございます。

●「3. その他」

会長

それでは最後に、案件「3. その他」について事務局よりご説明をお願いします。

事務局

(日程等について説明)

会長

ただいまの事務局からのご説明に関しまして、ご質問等はよろしいでしょうか。

委員

専門部会は最大3回実施するというところで、3回実施するかどうかは分からないという理解でよろしいでしょうか。

事務局

はい。

会長

2回は確実にやるというイメージですか。少なくとも2回までの日程は調整しておいて下さい。1回で終わる可能性もあるのでしょうか。

事務局

現在、専門部会にご参加いただく市民活動団体等のヒアリングをお願いしているところで、場合によってはそういったこともあるかもしれません。

委員

意見の集約によって変わってくるということですね。

事務局

はい。

今、どういった市民活動団体等にお伺いするかリストアップしているところです。

会長

では次回の審議会とそれに続く専門部会については日程調整をお願い致します。

今日は基本構想についてのあらかじめのご議論をいただきまして、方向性が定まったかと思えます。ありがとうございました。これで第3回豊中市総合計画審議会を終了したいと思います。

●閉会